

中華民國  
台灣

# 投資通信

発行: 中華民國 經濟部 投資業務処 編集: 野村総合研究所 台北支店

今月のトピックス

## 台湾 WTO (世界貿易機関) 加盟に伴う影響について(その2)

前回に続き、台湾の WTO 加盟に伴う影響について取り上げる。今回は自動車に対する変更内容について取りまとめた。

### 一、貨物税の引き下げ

排気量別に下記の通り、貨物税の引き下げが実施される。

### 二、自社の設計開発による貨物税の減税措置の廃止

台湾において自社で設計開発(いわゆる「自行設計」)を行った場合に認められていた貨物税の減税措置(シャーシ、ボディなど

1 アイテムあたり 3% の減税)は WTO 加盟を機に撤廃となる。但し、既に申請済みの案件については、3 年間は優遇措置の適用が可能。

### 三、ディーゼルエンジン乗用車及び 1500CC 以上のバイクの輸入規制緩和

これまで環境保護及び国内産業保護の観点より輸入が禁止されていたディーゼルエンジンの乗用車と 1500CC 以上の乗用車については、それぞれディーゼルエンジンの乗用車が WTO 加盟

の 2 年後、1,500cc 以上の乗用車が 6 ヶ月後より輸入が認められる。

### 四、日本の関税割当

自動車の関税割当(日本枠)については日本政府が申請者の輸出実績等に基づいて申請者の割当枠を算出し、台湾政府に通知することとなっている。

表 1

自動車貨物税引き下げ概要

排気量	WTO 加盟前	WTO 加盟後
2,000 CC 以下	25%	25%
2,001 CC 以上 3,600 CC 以下	35%	35%、加盟後 6 年目より 30%
3,600 CC 以上	60%	35%、加盟後 6 年目より 30%

貨物税は製品価格に対して課税される。

(出所) 經濟部工業局

■ 今月のトピックス

台湾 WTO (世界貿易機関) 加盟に伴う影響について(その2)

■ 飛躍する台湾産業

台湾通信機器産業(その2)

■ 台湾不動産事情

不動産関連法律改正速報

■ 日本企業から見た台湾

中・台経済交流には政策による調整が必要

日本経済新聞社 村山宏台北支局長

■ 台湾マクロ経済指標

■ インフォメーション

### 《台湾の自動車関税割当制度》

対象車種：乗用車3.5トン以下の商用車等。

関税割当台数(日本枠)：2002年1万台で、毎年20%ずつ増大。関税率：2002年は29%で、段階的に引き下げ。

実施期間：2002年から2010年まで実施され、2011年以後は自由化。

年	台数	税率
2002	10,000	29.00 %
2003	12,000	27.56 %
2004	14,400	26.12 %
2005	17,280	24.68 %
2006	20,736	23.24 %
2007	24,883	21.80 %
2008	29,860	20.36 %
2009	35,832	18.92 %
2010	42,998	17.50 %
2011	自由化	17.50 %

(出所) 経済産業省ホームページ



## 「台湾投資通信」電子メール

### 配信切り替えのお知らせ

本誌「台湾投資通信」は、2002年4月号より電子メールによる配信に全面的に切り替えます(無料)。つきましては、今後とも電子メールによる「台湾投資通信」の送付を希望される方は、以下の方法から一つをお選びいただき、送付先の再登録をしていただきますようお願いいたします。(再登録のない場合には、4月号より送付を停止させていただきますので、ご了承ください)

#### 1. 電子メールによるご登録

「台湾投資通信送付の再登録」を明記の上、お名前、役職、会社名、所属部署名、電話番号、電子メールアドレスを、ジャパンデスク専用アドレス(japandesk@nri.co.jp)まで電子メールでご送付ください

#### 2. ジャパンデスクのホームページからのご登録

ジャパンデスクのホームページにご登録専用のページがございますので(<https://japandesk.nri.com.tw/tosiform.asp>)こちらよりご登録ください

#### 3. FAXによるご登録

「台湾投資通信送付の再登録」を明記の上、お名前、役職、会社名、所属部署名、電話番号、電子メールアドレスをジャパンデスク(FAX：+886-2-2718-7621)までご連絡ください

本件につき、ご不明な点などがございましたら、ジャパンデスク専用メールアドレス(japandesk@nri.co.jp)または、野村総合研究所台北支店 邵(しょう)、八ツ井(やつい)宛にお問い合わせください。(TEL：+886-2-2718-7620 内線21、26)

## 台湾通信機器産業（その2）

台湾の通信機器産業はここ数年来の世界的な電信自由化の流れや通信機器に対する需要拡大等の要因により、堅調に成長し、特に携帯電話、無線LAN機器を中心とした無線通信機器産業の成長が著しい。又、台湾国内の携帯電話の加入率は極めて高く、最近では第3世代の携帯電話のライセンスの入札が行われたほか、無線LANアクセスサービス事業へ参入する業者が相次ぐなど、動きが活発化している。こうしたなか、台湾政府は通信機器産業の育成のため各種施策を講じている。

今回は台湾政府の通信機器産業育成への取組み、及び台湾の通信事業者の現状について紹介する。

### ワイヤレス・アイランドを目指す政府の取組み

台湾政府では無線通信機器産業を育成するため、經濟部（経済産業省に相当）工業局の傘下に無線通信工業発展推進チーム（以下同推進チーム）を設置し、環境整備を推し進めている。電信総局（総務省の郵政部門に相当）の統計によれば、台湾の携帯電話利用者数はすでに2100万人（普及率94%）を超えていることから、通信事業各社は携帯電話の買い換えニーズの取り込みや通話サービス以外の新たなビジネスの可能性を積極的に検討している。

同推進チームでは「デジタルモバイルショッピングモール（仮想店舗）計画」を策定し、モバイルインターネットを利用したMコマース（Mobile Commerce）の発展を推進している。同推進チームの劉英輝副主任の話によると、デジタルモバイルショッピングモール計画は地域社会活性型のモバイルビジネスを目標としている。これは街の商店街やショッピングモールなどと提携し、携帯電話やPDAといった移動体端末を經由して街や商店街単位でタウン情報コンテンツ（位置情報、セール情報など）を提供することにより、集客効果をさらに向上させ、新たな販促ルートを構築するというものである。

一方、工業技術研究院IEKの資料によれば、2001年台湾の無線LAN機器（ネットワークカード、アクセス・ポイントなど）の生産量は367.5万個に達し、世界市場の約60%占め、最大の生産国となっている。生産額についても対前年比204%増の121億台湾元と倍増している。台湾国内のインターネット利用者数はすでに782万人（2001年12月時点）に達しており、普及率は2000年の28%から昨年の35%までに上昇している。しかし他方で、台湾における無線LANアクセスの利用はまだまだ普及が進んでいないことから、同推進チームでは台湾国内の無線LANアクセス市場の育成のための環境整備にも力を注いでいる。

同推進チームの鄭麗娟副主任は以下のように述べている。「台湾は無線LAN機器の世界最大の生産国であるが、しかし国内の無線LANアクセスの利用者はまだ少なく、無線LANのホット・スポット（無線LANのアクセス・ポイントを設置している場所）の設置も十分ではありません。現在、民間の事業者ではコーヒーショップ、空港などに積極的にホット・スポットを設置していますが、今後は政府機関や公共の場所などにも設置を進めていきます。また、無線LANアクセスサービスに参入する民間事業者（曜正科技、蕃薯藤、英普達、亜太線上など）が相次ぐ中、公正な競争環境を提供するため、制度面での整備も今後の重要な課題になります。」

コンテンツに関しては、昨年、經濟部工業局が「ネットワークマルチメディア計画」を策定し、2002年には「デジタルコンテンツ発展推進チーム」の発足を計画している。これらの推進計画を通じ、工業局ではマルチメディアソフト、ゲームソフト、E-Learning（パソコンやコンピュータネットワークなどを利用した教育）などを含むデジタルコンテンツの生産額を2001年の550億台湾元から2006年には2,100億台湾元とする目標を掲げ、国内外の有力事業者との協力関係により、産業育成計画を推し進めている。

## 台湾通信事業者の現状

2000年の固定通信サービスのライセンス発給に続き、今年2月、第3世代携帯電話(3G)ライセンスの入札が行われ、5社の通信事業者(中華電信、台湾大哥大、遠致電信、聯邦電信、亞太行動寛頻)がライセンスを取得した。携帯電話加入者数がすでに650万人を超えている台湾最大の通信キャリアである中華電信では、買い換えニーズ、通話サービス以外の音声サービス、データ情報サービス(ショートメッセージ、Eメール、生活情報、位置情報等)などの提供に力を入れている。この他にも、ニュース、スポーツ、エンターテインメント情報の提供を行っており、最近では話題となっているトロくじの当選番号の情報サービスなども行っている。一般的に台湾のコンテンツサービスにはインフラの面で携帯端末の転送速度がおそい、ブラウザ事業者の相互支援が出来ない、端末の画面が小さいなどの問題があるが、中華電信では既存のWAPシステムによるコンテンツサービス(Wappie)に続き、昨年からはコンテンツサービス(Emome)を更に統合し、現在、会員数は約20万人となっている。ショートメッセージのサービスも多く利用されており、今年の旧正月のピーク期間(2/11-2/12)には、通常の日平均の通信量100万件を大きく上回り、500万件以上に達した。

また国内の無線LANアクセスサービスに関しても、新規参入メーカーが相次いでいる。台湾の無線LANアクセスサービス事

業者の曜正科技(YAW JENQ)によれば、台湾国内の無線LANアクセス利用者市場は約150万人で、台湾国内ではコーヒーショップ(KOHIKAN)、ホテル(Grand Formosa、Ever Greenなど)、空港などにすでに270個以上のホット・スポットが設置されている。これは2002年内には2,500個以上に達すると見込まれている。

今後の展望について、曜正科技の許光成総経理は以下のように述べている。

「弊社の従業員数は約100名ですが、無線LANにおけるRF(Radio Frequency)の技術者は十数名おり、設備の開発からセキュリティの確保まで十分な対応が可能です。弊社は通信キャリアレベルの無線LANアクセスサービス事業者を目指して、無線LANアクセスの設備開発、セキュリティ技術、課金制度の構築などに力を入れてきました。弊社が利用している無線LANのゲートウェイはアメリカのEnterasys社(RF技術の大手企業)と共同開発したものです。今後は台湾国内だけではなく海外への積極も検討しています。すでに中国に関しては中国最大手の通信事業者である中国電信と提携し、国際ローミングのサービスを開始しています。」

一方、台湾の主要ポータルサイトの一つである蕃薯藤(Yam)も今年の1月から中正国際空港にホット・スポットを設け、無線LANのアクセスサービスの提供をスタートし、新たなビジネスを開拓し

ている。以下は同社の余孝先CTOによるコメント。(写真)

「弊社が無線LANのアクセスサービスの提供を計画したのは2000年上半期です。当時は無線LANアクセスのセキュリティ問題に対する懸念があったため、安全性の確保を優先し、セキュリティソフトウェアの開発に注力しました。弊社の開発した制御ゲートウェイを使用することにより、共有バンドの利用にともなうデータの盗用や改ざんなどを防ぐことができます。さらに、ファイアーウォール(組織内のコンピュータネットワークに対する外部からの侵入を防止するシステム)、SSL(情報を暗号化するセキュリティ技術)などの機能により、厳格なセキュリティ管理が可能になりました。

又、ポータルサイト事業者である弊社は、他の事業者と異なり、既存のコンテンツ開発力を活かして生活情報から位置情報、利用者別のコンテンツを提供するシステムを構築することもできます。例えば、デパートの特売情報、空港のフライト変更情報、Duty Free Shopのインフォメーションなど様々なコンテンツが考えられます。中正国際空港以外に、台北市の松山空港や高雄

市の小港空港でも、無線LANアクセスのサービスの展開を計画しています。」



## 不動産関連法律改正速報

## [土地増値税、2年間半額に減税]

立法院では1月17日、土地税法と平均地権条例の修正案が可決されました。昨年4月以来の懸案であった土地増値税(キャピタルゲイン税)の減税案ですが、2月1日より2年間に限り、税率を半分にすることになりました。税率は自己居住用住宅用地が現行10%が5%に、一般土地が値上がり率に応じて累進となる現行3段階の税率40%、50%、60%が20%、25%、30%となります。

本減税案は不動産取引景気に刺激を与えるためと、金融機関の不良債権処理と大手開発会社などの不良資産処分促進のために昨年4月に政府から持ち出されました。しかし土地増値税は地方税であるため、減収を恐れる各地方より反対の声が相次ぎ、一旦は取り止めとなりました。今回年間およそ250億元に昇る減収分を政府が補填することで合意が得られました。

株値上昇と相まって、今後取引件数が増加することが見込まれますが、供給増加と買い手からの減税分値引き要求が高まる予想から、価格上昇には寄与しないものと思われます。

## [外国人の不動産直接投資が条件付き解禁]

立法院は10月12日「土地法部分条文修正案」を可決し、外国人(法人)が台湾の不動産に直接投資できる道が開けました。

今までは土地法第19条により外国人が購入できるのは住宅、商

店、工場、教会、病院、学校、大使領事館、公益団体集会所、墓地に限られ、かつ自己使用目的に限定されていました。よって現実的には居留証を所持する外国人個人および外国企業の場合は現地法人を設立したその名義でしか所有できませんでした。

今後「国内重大建設、経済全体、農牧経営に寄与する投資で中央機関の許可を得た者」は外国人(法人)名義で所有できることになるという土地法第19条8項が追加されます。これによって外国人は自己使用、投資、公益目的に関わらず、様々な種類の不動産を所有することができるようになります。

ただし今回の解禁には以下の条件が付けられています。1つは投機目的の所有を防ぐため、外国人は許可された目的、期限に沿って所有することとし、それに違反しているときは管轄県市政府より3年以内に売却を要求する通知が所有者に送られます。もう1つは相手国との互惠原則に基づいた解禁となります。日本人の場合は日本が台湾人に対して不動産所有を完全開放していますので、台湾でも同様となります。しかし例えばシンガポールは外国人には集合住宅の所有しか開放していないため、台湾でもシンガポール人は集合住宅しか所有できません。

今回の解禁については従来より各方面から景気回復の処方薬として望まれていたものです。しかし台湾経済の長期に渡る不景気と株値下落により不動産価格の一層の

下落も見込まれ、すぐに外資の購入意欲が高まることは予想しにくい状況にあります。

## [工業区土地利用と売買の規制緩和(産業高度化促進条例の修正)]

1月4日に立法院で可決された産業高度化促進条例(中国語名:促進産業升級條例)の修正により、政府開発の工業区における土地利用と売買の規制緩和がなされました。土地購入時に提出する計画通りの使用義務や、延期を含めて2年以内の使用開始義務、投機目的購入防止のための譲渡制限などの条項が削除されました。また先に定められた「工業区用地変更企画弁法」とともに一定割合の面積について、工業関連産業すなわち小売り・運輸倉庫・食堂・通信・工商サービス・金融保険・不動産業などへも工業区への進出を開放しました。

なお台北市議会では「土地使用分区(用途地域)管制規則」修正草案が通過しました。都市計画区内の第2,3種工業区において、教育、レストラン、試験研究、国際貿易、小売り業などの設置が認められるようになる見通しです。また将来の使用項目増加も台北市都市設計審議委員会の審査同意で即可能になるなど、審査の簡略化がなされます。

これらの法律修正は工業区土地の取引と利用の活性化が目的です。

寄稿：台湾世達志不動産投資顧問  
総経理 富田啓一朗

TEL：+886-2-2502-8080

FAX：+886-2-2501-6262

Eメール：twstarts@seed.net.tw

台湾スターツHP：http://www.starts.co.jp/taiwan

## 中・台経済交流には政策による調整が必要 日本経済新聞社 村山宏台北支局長

台湾・中国のWTO加盟が実現し、兩岸の経済交流が一層加速化する中、今後の台湾と中国の関係、日本と兩岸との関係などについて、日本経済新聞社の村山宏台北支局長にお話を伺った。



日本経済新聞社 村山宏台北支局長

### 台湾に慣れ親しんでもらうよう台湾の情報提供量を増やしています

94年に香港支局駐在記者として台湾報道を担当したのが始まりです。香港支局には94年9月から98年2月まで駐在し、その間、香港返還や台湾総統選挙、中国経済などの取材を行ってきました。台北支局は98年11月に開設となりましたが、私は2代目の支局長として2001年3月に赴任

しました。

日本のマスコミが取り上げる台湾に関する情報は必ずしも十分とはいえませんが、従来に比べれば、徐々にではありますが、増えてきたと思います。私自身、日本の方に少しでも台湾を理解いただくために、まず何より台湾の情報量を拡大する必要がありますと感じています。これまでは、日本で取り上げられる台湾に関する情報は限られておりましたので、たとえ小さな記事であっても、紙面に取り上げる頻度を増やすよう努めています。まず「台湾」に慣れ親しんでいただくことが重要だと感じています。

### 中国はひとくくりに説明できるほど単純ではない

一口に中国といっても、あの広大な国土と、人口の多さ、地域間格差など、中国は「中国」という主語でひとくくりに説明できるほど単純ではありません。例えば北京を見て中国全体を理解できるかといえば、これは困難です。というのも、多くの国では首都には国の人口の2～3割が集まり、産業の集積もある程度進んでいるのが通例ですから、首都を見ればその国

の全体像を概ねつかむことが出来ず。しかしながら、北京の人口は中国の人口約13億人のうちの僅か1%程度に過ぎず、産業の発展度合にしても地域によってその状況はあまりに大きく異なります。例えば沿海地域と内陸地域では極めて大きな経済格差が厳然として存在しており、所得水準で見れば、最も所得水準の高い上海地域は一人当たりの年間の所得水準は5,000米ドル程度ですが、中国全体の1人あたり平均年収は850～900米ドル程度に過ぎません。上海など沿海部の一部の経済発展のみを取り上げて、中国全体を語ることは出来ません。中国は全体の所得水準を見れば判るとおり、中国はまだまだ消費大国ではありません。

### 中国との経済交流の進展は市場原理のみには任せられない

中台関係については台湾と中国の経済関係が相互の依存度が深まるにつれ、益々複雑化しています。97年のアジア通貨危機発生までの台湾企業の中国進出は、生産拠点の対中進出に伴って、生産のための原材料や設備を台湾から輸出していたため、対中進出が進めば、台湾からの

中国への輸出の伸びによって台湾のGDP成長へのプラス効果がありました。しかしながら、98年以降の台湾企業の対中進出の状況を見ると原材料メーカーまでも含め、台湾企業がセットで中国へ進出しているケースもあり、対中投資を行っても必ずしも台湾から中国への原材料や設備などの輸出増に結びつかなくなっているという点が大きな違いです。台湾企業の中国進出が進んだことにより、中国における台湾企業の集積が進み、やり方次第では中国の中だけで、原料・設備の調達から生産までが完結してしまうということです。加えて中国へ投資した資金が台湾への還流も進んでいないという点も懸念すべき点です。

日本や米国企業の海外進出と異なるのは、日本や米国は海外へ企業が進出を進めているとはいいいながら、依然として本国に根幹を残しているということです。最近の台湾企業の中国進出の状況を見ると、企業ごと中国へシフトしてしまっているとの印象を受けます。

兩岸の経済交流の進展はもはや後戻りの出来ない状況となっ  
ていますが、台湾と中国との経済交流の難しさの要因の一つは、極端な経済格差にあります。これは日本と中国の経済交流に関しても同じです。通常、異なる市場は経済交流が進むと市場の原理により均衡が進むものですが、例えば日本と中国のように隣国との所得格差が30倍ともなれ

ば、もはや市場の原理だけで解決できるレベルを超えています。これは台湾と中国の場合であっても同様です。日本と中国、台湾と中国との経済交流を何の規制も無く、一気に進めることは、言ってみれば「氷に湯をかけるようなもの」であり、市場原理だけに任せるとどうしても無理が生じます。日本も台湾も今後の産業の牽引役となるような新たな産業が生まれるまでには、あと5～6年ぐらいはかかるでしょうから、新たな産業が育つまでの向こう5～6年ぐらいの間は、中国との経済交流のペースを状況に応じて調整していく何らかの政策が必要となるでしょう。

### 日本のコンテンツビジネスは台湾をベースにアジアで大きく成長する可能性も

まず、現在の台湾経済の牽引役である半導体や液晶パネル産業が、今後もしばらくはその役割を担っていくでしょう。両産業共に設備投資額規模が巨額なだけに、その経済効果は即効性があります。ただ、両産業共に中国への生産拠点のシフトが進んでいく中で、台湾としては新たな台湾経済の牽引役となるより付加価値の高い産業を育てていかなければなりません。台湾政府はバイオやナノテクなど、新たな産業育成策を打ち立てているようですが、こうした産業は育成までには少なくとも5年～10年の歳月を要するのではない

でしょうか？

またこうしたハイテク産業以外に私が注目しているのは日本のコンテンツビジネスです。コンテンツビジネスが発展する条件として、まず国が豊かであること、さらに文化の包容力があり、多元性に富んでいることなどがあげられますが、台湾はこうした条件をいずれも満たしています。加えて台湾は日本文化に対する需要度が高く、日本のアニメやキャラクタービジネス、ゲームソフトなどは台湾で受け入れやすい素地があります。またこのようなビジネスは台湾をテストマーケットとして中国市場、東南アジア市場へと事業を拡大していける可能性もあります。現に、台湾を中華圏のコンテンツビジネス市場の窓口として、台湾での成功を経て、他のアジア地域へ事業の拡大を行っている日本企業もあります。

今後、台湾はこうした事業を本格的に育成していく為には、知的財産権保護の環境整備を進めていくことが不可欠となるでしょう。

# 台湾マクロ経済指標

年	月	国内総生産額		製造業 生産年増率 (%)	外国人投資 (千米ドル)		貿易動向 (百万米ドル)			物価年増率 (%)		為替レート		株価 平均指数 1996=100
		実質 GDP (10 億元)	経済成長 率(%)		総金額	日本	輸出	輸入	貿易 収支	卸売 物価	消費者 物価	ドル	円	
1994		5,817	6.54	5.85	1,630,717	395,789	93,049	85,349	7,700	2.17	4.09	26.24	0.2644	6,253
1995		6,168	6.03	4.46	2,925,340	572,818	111,659	103,550	8,109	7.37	3.68	27.27	0.2641	5,544
1996		6,518	5.67	2.40	2,460,836	545,776	115,942	102,370	13,572	-1.00	3.07	27.49	0.2370	6,004
1997		6,959	6.77	6.64	3,879,166	851,139	122,081	114,425	7,656	-0.46	0.90	32.64	0.2509	8,411
1998		7,295	4.83	3.90	3,554,037	535,371	110,607	104,712	5,894	0.06	1.68	33.16	0.2579	7,738
1999		9,051	5.67	8.13	4,053,164	506,977	121,638	110,698	10,940	-4.54	0.18	31.40	0.3076	7,427
2000		9,569	5.98	7.96	7,607,760	732,869	148,376	140,014	8,362	1.81	1.26	31.28	0.2882	7,847
2000	12	2,568	5.97	-2.40	754,131	57,671	12,110	10,401	1,709	1.79	1.66	33.00	0.2872	5,072
2001		9,376	-1.91	-8.23	684,854	122,902	122,902	107,243	15,659	-1.33	-0.01	39.90	0.2775	4,907
	1			-16.20	223,636	37,420	9,827	9,296	531	1.67	2.36	32.40	0.2853	5,440
	2			9.42	711,170	158,540	10,126	9,074	1,052	0.54	-1.02	32.34	0.2777	5,876
	3	2,348	0.91	-5.13	248,385	51,406	11,719	9,987	1,731	-0.20	0.44	32.84	0.2621	5,703
	4			-6.25	344,029	47,333	10,841	10,507	334	-0.15	0.41	32.92	0.2865	5,491
	5			-9.04	628,954	41,944	10,150	8,934	1,216	-1.16	-0.21	33.97	0.2740	5,157
	6	2,290	-2.35	-12.26	636,925	49,210	10,337	8,649	1,688	-0.22	-0.16	34.41	0.2768	5,049
	7			-11.14	698,958	106,419	9,718	9,184	534	-0.33	-0.11	34.76	0.2785	4,452
	8			-9.02	292,606	50,808	9,455	7,689	1,766	-0.70	0.44	34.58	0.2907	4,495
	9	2,379	-4.21	-15.16	214,053	12,093	8,864	7,766	1,098	-1.50	-0.51	34.55	0.2896	3,949
	10			-7.13	265,134	15,001	114,488	9,722	1,726	-2.74	0.95	34.55	0.2841	3,782
	11			-6.78	364,268	80,538	10,186	7,947	2,238	-4.97	-1.14	34.47	0.2780	4,318
	12	2,399	-1.87	-6.50	492,618	34,030	10,286	8,510	1,775	-5.23	-1.69	35.00	0.2648	5,264

出所：中華民国經濟部統計処、經濟部投資審査委員会

## インフォメーションコーナー

### 2002 ESS ( System LSI Solution Fair) 2002 EDEX ( Electronic Display Exhibition)

**概要** 日本財団法人電子情報技術産業協会( JEITA )の主催による半導体及びディスプレイの展示会。開催期間中、日本の大手メーカーより講師を招き、半導体部門はドライブ IC、LSI 及び ASP、DPS など、またディスプレイ - 部門では川上、川下に関する技術の紹介や a-SiTFT、PDP、OLED、TN LCD、STN LCD、及び CRT など展示する。技術セミナーも同時に開催する。

**日時/会場** ・日時：4月16日(火)~4月18日(木) 10:00~17:00  
・会場：東京ビックサイト

**主催** 日本財団法人電子情報技術産業協会( JEITA )

**台湾出展  
ブース問  
合せ先** 台湾区電腦公会展示行銷組 ( Taipei Computer Association )  
・TEL:(02) 2577-4249 内線855 FAX:(02) 2578-5392  
・E-mail:jasonl@mail.tca.org.tw  
・担当 李宗穎 /Jasson Lee ( 英語可 )

**ジャパンデスク連絡窓口** (日本語どうぞ) ジャパンデスクは、日本企業の台湾進出を支援するため、台湾政府が設置しています。野村総合研究所が無料でご相談にのります。お気軽にご連絡ください。

經濟部投資業務処 台北市館前路71号8F

TEL:001-886-2-2389-2111  
FAX:001-886-2-2382-0497

担当：林佩燕 (Ext.222) (日本語可)  
林貝真 (Ext.216) (日本語可)

野村総合研究所 台北市敦化北路168号13F-E室  
台北支店

TEL:001-886-2-2718-7620  
FAX:001-886-2-2718-7621

担当：野中利明 (Ext.22) 林淑貞 (Ext.20)  
周瓊閔 (Ext.19) 邵朱黎 (Ext.21)

野村総合研究所 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1  
国際本部 新大手町ビル5F

TEL:03-5255-9305 (直通)  
FAX:03-5255-1870

担当：富尾芳英

ジャパンデスク専用 E-mail: [japandesk@nri.co.jp](mailto:japandesk@nri.co.jp)  
ホームページ: [www.japandesk.com.tw](http://www.japandesk.com.tw)